平成２１年（フ）第１４９８号
福岡市博多区空港前２丁目７番17―107号
債務者　小山　雅敏
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４９９号
福岡市博多区空港前２丁目７番17―107号
債務者　小山真由美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５１８号
福岡県大野城市雑餉隈町２丁目５番21号
債務者　城戸　昭一
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５１９号
福岡県大野城市雑餉隈町２丁目５番21号
債務者　城戸　耕二
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５２０号
福岡県大野城市雑餉隈町２丁目５番21号
債務者　城戸　知美
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５５９号
福岡市南区花畑２丁目24番７号
債務者　松岡　裕三
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５７９号
福岡市東区塩浜１丁目11番６―105号
債務者　松村　陽子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５８２号
福岡市早良区星の原団地44番406号
債務者　安楽真由美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６１２号
福岡市中央区春吉３丁目14番27―605号
債務者　染宮寿太郎
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６４９号
福岡市南区曰佐３丁目26番23号
債務者　高崎偉久子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６６６号
福岡県大野城市若草１丁目24番22号
債務者　中村みゆき
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６７６号
福岡市東区香椎台４丁目１番10―103号
債務者　小島　夏海（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第６６号
沖縄県浦添市港川２丁目13番６号　ハウスNo.40、旧住所沖縄県那覇市繁多川３丁目８番11―309号　ニューライフ首里南
債務者　新垣　孝子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第７２５号
仙台市若林区遠見塚１丁目19番27番
債務者　櫻井　正光
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７８７号
仙台市太白区土手内３丁目11番38号
債務者　鈴木　逸男
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８９９号
仙台市宮城野区栄２丁目５番38号　Ｐａｖｅ中野栄105
債務者　小林　　昇
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９１６号
仙台市青葉区落合４丁目６番７―101号
債務者　石山美智子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９２６号
仙台市青葉区赤坂３丁目11番地の３
債務者　加藤　郁子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係